

## 令和4年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年6月7日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和4年6月13日				午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和4年6月13日				午後1時48分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ	
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人	
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治	
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行	
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清	
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治	
会議録署名議員	5番	村山 昇		10番	宇佐 信行		
職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	浅川 英司		議事参事	山本 美和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名			
	町 長	吉瀬 浩一郎	生涯学習課長	黒木 庄一郎			
	副 町 長	塚 本 健	生涯学習課				
	教 育 長	佐藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡本 雅博			
	会 計 管 理 者	木下 孝二	住民ほけん課				
	総 務 課 長	仲川 広人	福祉課長	新堀 英治			
	総 務 課	金子 めぐみ	福祉課	恒松 つぐみ			
	企画観光課長	林田 浩之	建設課長	林田 裕一			
	企画観光課	佐々木 英人	建設課				
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水田 寛明			
	危機管理防災課	大森 博範	農林整備課				
	税 務 課 長	東 健一郎	産業振興課長	小林 昭洋			
	農委事務局長	小田 章一	産業振興課	竹下 政孝			

## 会 議 に 付 し た 事 件

	一般質問
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について
受理第2号	シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書
発議第1号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出について 多良木町議会議員の派遣について

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日は配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

### 日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

9 番久保田武治さんの一般質問を許可します。

9 番久保田武治さん。

#### 久保田 武治君の一般質問

○9 番(久保田 武治君) おはようございます。早速、通告に従って質問を行います。

まず 1 番目の、コロナ対応地方創生臨時交付金活用についてということであげるところなんですが、まず一つ目に、コロナ禍で原油価格や物価高騰に直面している生活困窮者等生活者への、あるいは事業者への支援事業についてどのようにお考えかということでお尋ねをするわけです。

ご承知のように今、日々の暮らしに直結する食料品や生活用品などの急激な値上げが家計を直撃して、価格転嫁ができない中小業者や農家は、経営の厳しさが増し、働く人の収入が増えない、あるいは高齢者の年金は下がる一方、今月から 0.4%年金が引下げられました。

その一方で保険料などの負担が増え続け、今、町民の皆さんから生活が厳しい、何とかしてくれ、そういう声をあちこちで伺います。この原因は新型コロナ、ウクライナ侵略だけではありませんで、安倍内閣が連れてきた異次元の金融緩和による異常円安が大きな原因です。異次元の金融緩和、皆さんご承知と思いますが、あえてちょっと確認の意味で申し上げますが、要するに日本銀行が国債を市場から買い取って、市中に出回るお金を増やす政策、出回るお金の量がふえれば円の価値が下がりますから円安になります。外貨を稼ぐ輸出大企業はより多く円に換えられるので潤うわけですが、輸入品が値上がりするので物価が高騰するという、そういう関係になってます。ですからまあ今回の物価高騰は、ある意味では政治が招いた、そういうことになるわけです。

このような事態から、政府が 4 月に地方創生交付臨時交付金のコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分 1 兆円を創設して 8,000 億円を先行交付し、実施計画の締切りを 7 月 29 日としているということだと思んですが、その対象事業として、コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する事業、もう一つ産業支援として、コロナ禍で原油価格や物価高騰の影響を受ける事業者への負担軽減に資する事業となっています。

私の手元の資料では、本町への交付限度額は約 7,400 万円となっているようですが、今後当然、交付されると思います。県内の各自治体でも、この 6 月議会、これあのコロナ関連ですが、様々な事業を提案されております。

そこでアからカまで、6項目あげておりますが、それぞれに対する、今からいろいろ事業計画を組んでいかれると思うんですが、その点について一項目ずつ簡潔に伺いたいと思います。

まずアの生活困窮者や低所得者（住民税非課税世帯への臨時交付金の給付）への支援ということであげてるんですが、荒尾市、宇土市、上天草市で、住民税非課税世帯に10万円を給付しているのがあがってます。そこで本町の支援策は何をお考えか、まずその点について伺います。

**○議長（高橋裕子さん）** これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

**○福祉課長（新堀英治君）** それでは、お答えいたします。

まず住民税非課税世帯の臨時給付金の給付についてですが、こちらは国の事業となっております。それに関して簡単にご説明申し上げます。

生活困窮者や低所得者への給付金事業につきましては、国の給付金に関する情報が未確定な部分もありましたので、今回の議会では予算計上しておりませんが、令和4年度に新たに住民税が非課税となられた世帯、または令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により、住民税非課税世帯と同等の収入に減少したと認められる世帯に対して10万円を給付することが決定しております。

ただし、令和3年度の給付事業で給付の対象となり給付金を受給されている世帯で、令和4年度も非課税となられた場合には今回の支給の対象にはなりません。

そのような世帯に対して町独自に給付金を支給するという支援の方法もありますが、原油価格や物価高騰による家計への影響は、低所得者に限らず全町民に関係することから、生活困窮者や低所得者に限って追加の支援を行うことは現在のところ考えておりません。

**○議長（高橋裕子さん）** 9番。

**○9番（久保田 武治君）** それでは次のイ、学校給食費等の負担軽減ということで伺いたいと思うんですが、これは文科省の初等中等教育局長通知が出てると思うんですが、当然ご存じと思うんですが。

この内容ではですね、コロナ禍において物価高騰に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取り組みを強力に促して必要な支援を迅速に行うということで、学校給食を実施する学校設置者におかれては、これらのことを踏まえ、関係部局等と緊密に連携して、地方創生臨時交付金の拡充により創設されるコロナ禍における原油価格物価高騰対応分、今回のやつですね、これを活用して、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めていただくようお願いするというふうになっています。

そこでまず、ちなみに、あさぎりや大津では給食材料費への補助予算を今回の議会に上程していますが、本町での給食センターの現状と対応について、今いったいどのようになっているのか、そのことについて伺いたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 黒木生涯学習課長。

**○生涯学習課長（黒木庄一朗君）** お答えいたします。

まず現状といたしまして、学校給食費の保護者負担は副食代、主食のパン代、牛乳代であります。また米飯給食時におきましては、米代を除いた額の半額を町が補助しておりますので、保護者の実質負担は約45%程度となります。

さらに議員ご存じだと思いますが、経済的な理由により児童生徒の小中学校への就学が困難な家庭に対しまして、学校給食費や学用品費等の費用の一部を援助する、就学援助費の制度がございます。この制度を利用していただきますと、給食費につきましても援助されますので、負担軽減にはつながっているものと考えております。

また物価高騰等の影響は全保護者にも関係してきますが、現時点では野菜や肉の生鮮品の値上げは見られておりません。加工品等にはですね、影響が出てきているようでございます。

今できる対策としまして、値上げの影響を受ける揚げ物料理等を減らすなど、給食のレベルを落とさずに提供できるような献立の検討、安価な食材への変更等を管理栄養士の先生にお願いし、保護者の負担が抑えられるように努めていきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、現在、給食費の値上げについての検討がなされているのかどうなのか、そのことについて簡潔に伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） お答えいたします。

給食費の決定につきましては、各学校長、PTA 会長等で構成されます学校給食センター運営委員会で行われますが、今現在の時点では、値上げについての検討の予定はございません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 実はですね、私の党の参議院議員が総務委員会でですね、この給食費の問題に関して質問をしまして、それに対して黒田地方創生推進室次長の答弁があるんですが、これはですね要するに、献立からフルーツが消えたと。あるいは安価な食材をとって安全面が心配という、そういう保護者の声ですね、今あがってるわけですが。そこで自治体が給食費を時限的に引き下げる、あるいは無償にする等の取り組みに活用できるか。つまり今言った原油価格物価高の対応分ですね。その質問に対して、活用できるというふうに答弁をしているんです。つまり給食費を時限的に引き下げる、無償にするような取り組み。これ町長、検討できませんか。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、おはようございます。今、給食費については、生涯学習課長の方で答えましたけれども、一応そこで手続を経た上でどうするかという事で決めていきますので、私のところではまだ、そのことについては考えておりません。

今回の7,000万の交付金がありましたけれども、その中でっていうことはまだ考えておりません。

で、まだ今のところ、給食費を上げるという考え方はしておりませんので、今後そういう食材が値上がりとかですね、そういうふうにしてきた場合には、また新たに検討をしなくてはいけないかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ぜひ交付金ですね、給付状況あたりを見ながらぜひ検討いただければと思いますし、給食費問題については9月議会でまたしっかりやりたいと思います。

そこで教育長にちょっと伺いたいんですが、憲法26条、いわゆる教育権ですね。全て国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。2項で、全て国民は保護する子女に教育を受けさせる義務を負い、義務教育はこれを無償とするとしているんですが、実際は教材費や学級費など、保護者負担で相当な支出が出ています。

私は義務教育における給食費は無償化すべきというふうに考えているんですが、教育長はどのように見解をお持ちでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 給食費の無償化についてどのように考えるかというお尋ねだと思います。

ちょっと余談になりますけれども、私7、8年前にインドネシアに住んでおりまして、その時の子どものたちの食事の様子等を見ました。私が居たところはジャカルタじゃなくてバンドンというところでしたけれども、あこに日本語の、日本語じゃなくて日本食堂のラーメン

屋なんかもいっぱいあるんですよ。私も時々行ってましたけども、ラーメンを食べ終わってお金を払って外に出てきますと、子どもたちがわーっと群がってるんですよ。どこかっていうと、それは溝です。その溝にその日本人が食べ残したラーメンが流しの土管を、パイプを伝って流れ込んで、溝に流れ込んでくるのを拾って、手でもんで食べておりました。貧しいんですよ。はい。そういう状況がインドネシアにありました。

その時、日本の子どものことを思いました。日本の子どもは管理栄養士がおられて、栄養もしっかり考えられた給食が整っておりまして、それを食べることができてるわけですね。いかに日本の給食制度は整っているか、そういうことを感じたわけでありました。はい。ちょっと余談になりましたけども。

現在3年目のコロナ禍で経済的に困窮していらっしゃるご家庭も増えてきていると思います。もちろんこれが無償化されましたら大喜びだろうと思います。私も大喜びであります。

全国的にどれくらい給食無償化が行われているかをちょっとネットで調べましたけども、データが古い、ちょっと古いですので、もっと増えていると思いますけども、全国で83市町村とそれには出ておりました。ですからもう今は100を超えてるかもわかりませんが、人吉球磨は山江と水上ですかね、無償化になってるようですけども。

ただ自治体の財政は市町村によって違いますので、そしてまた首長さんの重点施策も自治体の実態によって違いますので、一律に評価することは難しいかなと思います。

多良木は現在、半額補助をいただいておりますので、大変保護者の方々は助かっていらっしゃると思います。

無償化はなかなか難しいと思いますけども、将来の実現を目指しての努力目標ではないかと思えます。なぜならば、先ほど議員おっしゃいましたように、憲法26条第2項に規定してありますので、やっぱりそれは目指すべき理想像ではあると思いますけども、その理想像へ向かっての歩みを止めてはならないと私は思います。

ただ、ただ憲法にうたってるわけですから、私の願いは国が国民の負担軽減を考えていただいて、憲法26条の理念実現のために国費でもって給食費無償化に努力していただきたいなと思っております。

なぜなら、国の将来を背負うのは子どもたちであります。子どもたちの命の源である食事のことでありますから、そう思います。以上です。

**○議長（高橋裕子さん）** 9番。

**○9番（久保田 武治君）** はい、今の見解を承りました。

ウのですね、子育て世帯への支援ということで生活支援特別給付金など、本町でも今回、低所得の子育て世帯、ひとり親世帯の特別給付金が支給されるってことなんですが、それ以外の何か支援を今お考えか、検討される予定があるか、その点だけちょっと伺いたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 新堀福祉課長。

**○福祉課長（新堀英治君）** それでは、お答えいたします。

子育て世帯への生活支援特別給付金につきましては、今回の議会に予算計上させていただきましたとおり、ひとり親世帯と低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円が給付されます。ひとり親世帯に対しましては、6月中には県から支給される予定となっております。またその他の低所得の子育て世帯に対しましても、7月中には支給できるよう事務を進めております。

対象者、対象世帯は、ひとり親世帯95世帯、非課税世帯が36世帯を予定しております。また県の方から情報が入っておりまして、生活支援特別給付金の上乗せ補助としまして、ひとり親世帯に対しまして一世帯2万円と、第2子以降5,000円を追加給付することで6月の議会の方で、本日、上程予定という情報が入っております。

また臨時特別給付金を活用した町独自の支援策につきましては、アの質問でもお答えしましたが、物価高騰などの影響は、他の子育て世帯にも影響していると考えますことから、全体に行き渡るような支援ができないか現在、検討を行っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） では次、エのですね、地域経済の活性化と生活者支援のためのプレミアム商品券の発行ということであげてるんですが、天草市が市民限定のプレミアム商品券、錦町ではプレミアムではありませんが高校生以下に1万円、それ以外の町民に5,000円の商品券配布。相良村では村民1人当たり1万円の商品券配布の予算が上程をされております。

本町での事業として、これに関して何か計画があるのかどうなのか、その点について伺います。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

今、議員お尋ねのプレミアム商品券につきましては、令和2年度に5%上乗せをしました20%の事業を行った経緯がございますが、今年度のプレミアム商品券事業につきましては、例年どおり、一般財源で組んでおります多良木町商工会による15%の事業を実施する予定のみでございます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） でもこのプレミアム商品券なんですが、本来は本当に生活が困窮されてる人たちに活用されるともつとですね、本当に助かるっていう方達が出てきますので、そういう方策も含めて考えられないかっていうことをね、ちょっと問題提起としてあげておきたいと思えます。

町長に伺うんですが、町民の方からですね、隣接町村では、いわゆるこの商品券にしる現地給付にしる行われているのに、多良木では何でやらないのと。町長がやらないのか、やれないのか。そういう声があるんですが、町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 来年がですね、統一地方選挙になってますので、そういうところは色々されてるみたいなんですけど。

今回はですね、多良木町の場合は、住民の方々を災害から守るためというのと、それから水道あたり、コロナ対策のセンサーつきの水道ですね、ああいうものを、町の方々全体に交付金を広く使ってもらおうというふうな形にしております。

プレミアムつき商品券というのは、もう前から何回かやりましたので、今は通常通りの商工会の商工会のプレミアム、プレミアムっていうか普通の商品券になってるんですけども、これがそうですね、そこだけにやってもやっぱりこう、低所得者の方っていうこと限定でやるっていうことはなかなか。

今、こういう形で国の方からも色々交付金 comes しておりますし、社会福祉協議会の方でもですね、低所得者の方については、令和3年度で3,040万っていうお金を出しておられますので、こういったところに本当にきつい方々は行っておられるんですね。直接お願いすれば無担保、保証人なしで県の商工会の方から貸していただけますので、そういう方向のお金を今、かなり困窮しておられる方々は借りておられるみたいですね。

令和3年度、今年の4月、3月末で終わった事業も県の社協の事業にはあるんですけども、そういうこと、そういう部分も、大変たくさん利用されている、今言いましたように3,040万のお金が多良木町だけでですね、そういう困窮されてる方々、本当にきついという方々には町の社協を通じてお金が回っておりますので、そういうことも含めれば、もう町の方でこれ以上、例えば商品券をプレミアムつきで出すということは、今のところは考えてお

りません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 時期を見て、必要に応じて検討いただけたらと思うんですが。

次のオのですね、事業者への電気・ガス料金への補助ということであげてるんですが、電気・ガス料金ではないんですが、福岡市が下水道の使用料をですね、2か月間免除するというニュースがありました。特に零細事業者にとって光熱水費の上昇は、直接経営を圧迫する、そういう要因になります。

電気・ガス代に特化した給付金など、そういったものが考えられないのかどうなのかってということであげてるんですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

議員お尋ねの事業者への電気・ガス料金、公共料金あたりの補助についてということですが、こちらにつきましては広範囲で多岐にわたりますため、現況を把握することは非常に困難と考えております。

財源としても非常に厳しいものと考えておりまして、今回の交付としては今現在、検討はしておりません。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） では次のカ、農業、畜産農家への飼料費助成などということであげてるんですが、実は鳥取県がですね、制度創設ということを出てまして、これは要するに高騰する飼料の値上げ分を補てんする制度、熊本も農業県ですから、恐らくそういうものが出てくるんだと思うんですが、結局、これは肉牛と豚への肥料代の補てん、それから養鶏農家への生産者負担を軽減するための補助というのがあります。

それから大分市が、農畜産業肥料の値上がり分の3分の1を補助するということが出ています。

それからこれ、課長にも差し上げましたが、八代市の農業支援、これはコロナ関連での予算なんですけど、特に燃料を使用する草や茶、葉たばこの工芸作物農家の負担を軽減するために、灯油購入に関する経費の一部を負担する補助というのがありますし、それから園芸特産品目、特に八代トマトがあれですんで、トマトのそういう資材に関する導入に関して、費用の一部を助成するというものがあります。

特に今回のですね、ウクライナの教訓は、食料を外国頼みにしないで、国内の食料自給率を高める。そのことがいかに大事で、そのために農業農家を大切に守って支援してくということにあると思うんですね。

そこで本町の農業農家の実情を把握して、どのような支援が可能なのか、その辺検討していただきたいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林昭洋君） お答えいたします。

飼料高騰につきましては、これまでも関係農家の情報交換を幾度となくやっております、かなり特に今回の飼料高騰、燃油高騰につきましては、酪農経営における分野につきましては、厳しい状況ということを今現在把握しております。

議員お尋ねの飼料高騰及び燃料高騰につきましては、今課内で検討しております、それを担当課の方に、庁舎内調整の方に、今提案しているところでございます。

まだ庁舎内でも、他にもいろんな問題が検討されておりますので、採用されるかどうかわかりませんが、担当課といたしましては、非常に危惧してる状況でございまして、早急なる手当てが必要と考えております。終わります。

○議長（高橋裕子さん） 9番。



**○9番（久保田 武治君）** 今回の政府のですね、交付でもって当然できるものとできないものがありますし、ただ少なくともこの物価高で苦しむ町民や事業者の暮らしを、あるいは営業を守るためにもですね、効果的な支援策、必要があればですね、財政調整基金の充当も含めて対策をですね、是非講じていただきたいというふうに、そのことを申し上げて、このコロナの質問を終わります。

次、2番目、豪雨災害の備えについてということで伺います。

行政として、各行政区の災害リスクを住民に伝え、安心・安全確保のための取り組みや、取り組む提起やサポートが必要ではないかということなんですが、一昨日、梅雨入りが発表されました。ご承知のように地球温暖化による気温の上昇が梅雨時の大雨や夏のゲリラ豪雨など、短時間での豪雨を急増させて、さらに線状降水帯への不安もあります。50年に1度級が頻発、気象庁の表現で、これまでに経験したことのない大雨、いわゆる大雨特別警報が増えています。

本町でも危機管理防災課が設置されて、防災訓練はじめ様々に取り組みが強化されています。今月の広報たらぎには、町内23か所にリアルハザードマップ設置っていう、そういうことで目に見える形で町民の皆さんのですね、啓蒙を図るといって、そういう取り組みもされております。

自らの命を守る行動をとることが最も大切ですが、町内各行政区の災害リスクは当然ながら異なりますし、防災力にも差があります。それぞれの地域のリスクが住民に周知・共有され、安心・安全確保のための取り組みを行政が提起して支援サポートそれなしに行政区任せ、区長さん任せでは負担が重く不十分だと思うんですね。

そこでコロナ禍で、区の総会や住民が集まる会合が開けない事態が続いています。できる限りの対策をどのように講じていくのかということでも頭が痛いところでもあると思うんですが、町の総合戦略の基本施策にも、地域防災力の向上に関する事業と指標についての記述はありますが、以下の3点について、どのようにお考えなのかということでも伺うわけですが。

ア、イ、ウと入れてます。これはもうそれぞれ関連をしておりますので、まとめて答弁していただいてもいいんですが、まずアのハザードマップの確認。マップを活用した図上訓練や現場ウォッチング、現地調査の実施など、住民が主体的に災害の危険を予想・認知して行動できるような工夫と努力がやっぱり必要ではないかというふうに思うんですね。

各世帯に配付されたハザードマップがきちんと保管されて、周知活用されているのかどうか。あるいは防災無線での呼びかけや広報での呼びかけが必要ではないかっていうことで、今回、6月1日付けの回覧で、梅雨時期の対応についてということでこれ回覧回りました。これよくまとまってきましたけど、回覧で回りますから、みんながサッと見てそれで終わるっていうことになるんですが、これについては私は各戸にですね、配付されたらよかったです。これを見ると非常にすっきりわかります。そういうこともあります。

また各行政区、とりわけ山間地など、マップで危険度が高い行政区への防災教育、あるいは講話等の出前講座の実施経過などはどのようになっていますか。

**○議長（高橋裕子さん）** 椎葉危機管理防災課長。

**○危機管理防災課長（椎葉純君）** それでは、お答えいたします。

町の総合防災マップにつきましては、令和2年度末に全世帯に配付したところでございます。回覧におきまして防災マップの確認、活用について周知しているところでございますが、それぞれの世帯での保管状況については把握はできていないところでございます。

現在のハザードマップは、球磨川の浸水想定最大規模、1000年に1回の想定しうる最大規模の降雨による最大の浸水深を表示しておりますが、県管理河川についても昨年、浸水想定最大規模による浸水想定区域が公表されたため、そちらを反映させたハザードマップを来週の6月23日の区長文書にて配付を予定しております。そのハザードマップの配付の際に、

各世帯での活用についてのお願い、以前お配りした総合防災マップをお持ちでない世帯につきましては、危機管理防災課まで取りに来ていただくようなことで全世帯に周知をしたいと考えております。

回覧の件でございますが、6月1日付の回覧で梅雨時期の対応についてということで、6点お願いしております。防災無線の電源は必ず入れておくこと。土砂災害警戒情報について。避難先として、安全な場所にお住まいの親戚、知人宅に避難することも平時から検討しておくこと。防災マップの確認、活用等についてでございます。そのほか、市房ダムからの新たな情報の発信についてのお知らせ、携帯電話アプリのLINE公式アカウントへの登録による防災情報の入手について。また内閣府、消防庁の避難に関するパンフレットにより周知を行ったところでございます。この内閣府、消防庁の避難に関するパンフレットにつきましては、町広報紙の今月号にも抜粋して掲載をしております。

また回覧、町広報紙とは別に、災害リスクの高い土砂災害警戒区域にお住まいの118世帯には、土砂災害から命を守るための大切なお知らせや、土砂災害危険住宅移転促進に係る補助事業について。熊本マイタイムラインの活用について。回覧でも周知しました内閣府、消防庁の避難に関するパンフレットを郵送にて周知を行ったところでございます。

そのほか、球磨川の浸水想定区域にお住まいの448世帯の方につきましては、浸水被害から身を守るための大切なお知らせのほか、回覧と同様のお知らせを浸水想定区域図の一式資料としまして、消防団による個別訪問により資料の説明をしていただき、現在、周知を図っているところでございます。

地震災害につきましては、人吉盆地南縁断層帯による地震、南海トラフ地震など、町内全域に被害が想定されますので、今後、町広報紙による周知ができればと考えております。

また各行政区の防災教育、講話ということでございますが、こちらにつきましては、令和2年度と令和3年度に自主防災組織の役員と消防団、防災士を対象に、多良木地区と久米、黒肥地地区の2回に分けて、防災講話、防災マップ作成のグループワークを実施しております。

その後、行政区ごとの防災講話を予定しております、昨年9月の21日付けで各区長に対しまして、防災講話研修の開催依頼についてお願いをしております。県の自主防災組織活動支援員を講師として防災講話を予定し、数地区から開催したいということで連絡を受けておりましたが、コロナ感染者の増により、延期をしているところでございます。

今後は、コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、浸水被害や土砂災害など、災害リスクの高い行政区には、積極的に防災講話の開催を依頼しまして、講話だけでなく、それぞれの地区の災害リスクを考慮した地区防災計画の作成もあわせて進めていければと考えております。

**○議長（高橋裕子さん）** 9番。

**○9番（久保田 武治君）** 先ほど申しましたから、特に危険度が高い地域へのですね、そういう防災教育も含めた、そういう具体的な手立て、支援っていうのをですね、やっぱり重点的に考えるべきではないかっていうふうに私は思うんです。

イのですね、自主避難の判断や危機的状況の度合いに応じた安全確保の行動がとれるように、消防団や自主防災組織などの共同の避難訓練が住民主体で行われるようにサポートする。要するに、住民の皆さんが自分たちの、言わばそういう問題意識を持って取り組む、要するに、そういう取り組みがやはりできるように援助することが大事だというふうに思うので、そこです、自主防災組織46組織っていうふうになってるんですが、特に避難訓練などの活動を活発にするための指針、方針としてどのような取り組みをお考えか、その点について。

**○議長（高橋裕子さん）** 椎葉危機管理防災課長。

**○危機管理防災課長（椎葉純君）** それでは、お答えいたします。

熊本県は、大雨や台風などの自然災害から自身を守るための防災行動計画となるマイタイムラインの作成を推進しまして、これを受け、本町でも全戸にマイタイムラインガイドブックを配付しているところでございます。

昨年、区長会より依頼がありまして、県の自主防災組織活動支援員をお招きしまして、マイタイムラインと地区防災計画についての講話がっております。その後、数地区から防災講話の依頼がありましたが、先ほども申しましたように、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、実施ができていない状況でございます。自主防災組織から要請がっておりますので、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、各地区での防災講話を実施し、防災意識を高め、今後、地区防災計画を作成していただく中で、訓練についても明記してもらうよう、町からも助言を行っていきたいと考えております。

また本町には多良木町防災士会というものが設立されております。約 50 人の会員がいらっしゃいます。会員のほとんどが消防団分団長経験者でございますし、訓練の要領もわかっておられます。町としましても、防災士会の役員会、総会等で自主防災組織の活動支援について協力をお願いしたいと考えております。

先日、久米の野添地区で、町のシェイクアウト訓練にあわせて自主避難の訓練を実施されております。野添地区におかれましては、避難訓練後に例年行われております地区の除草作業や清掃活動をされております。避難訓練だけではなかなか人も集まりにくいと考えております。地区の行事とあわせてですね、訓練を行うことにより、参加者が多くなり、自主防災活動も活発になるのではないかと考えております。そういった訓練事例の情報提供にも力を入れていきたいと考えております。

**○議長（高橋裕子さん）** 9 番。

**○9 番（久保田 武治君）** ウのですね、あらかじめ要援護者の安否確認や避難支援の仕組み・態勢の構築と避難所運営の事前訓練ができるようにサポートすべきじゃないかっていうふうなことであげてるんですが、ひとり暮らしあるいは免許証返納の交通弱者、あるいは障害を持っておられる方など、援護を必要とする住民の安否確認だとか、あるいは避難支援の仕組み・態勢をですね、どのようにつくるか、そのための支援。それから避難物資の確保、備蓄を行うための支援をどのように進めていかれるのか、その点についてちょっと伺います。

**○議長（高橋裕子さん）** 椎葉危機管理防災課長。

**○危機管理防災課長（椎葉純君）** それでは、お答えいたします。

現在、本町では避難行動要支援者となる方に対し、消防団や民生委員に名簿を提供してよいかをお尋ねしまして、同意をいただいた方に対し、個別の避難計画を作成しております。同意いただいた方の計画策定率につきましては、100%となっております。

この名簿・計画に基づきまして、民生委員や消防団と連携して避難していただけるよう、依頼をしているところでございます。

今後は、防災士にも支援を依頼しまして、避難体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また先日、6 月 5 日でございますが、地震から身を守るための安全行動訓練、シェイクアウト訓練を実施しております。昨年まではシェイクアウト訓練後に、自主防災組織役員による情報伝達訓練を実施していただいておりますけれども、今回は、安否確認の一つの手段として各世帯に配布しております無事旗を、それぞれの世帯で玄関前に掲示していただき、役員による無事旗の設置確認までの訓練を追加してお願いしたところでございます。

先ほども申し上げましたが、区長へ防災講話の開催について積極的に依頼し、防災意識の向上を図り、避難訓練や炊き出し訓練、避難場運営訓練、地域の実態にあわせた支援を防災

士会や消防団、消防署等、防災関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、備蓄物資につきましては、町の方でも行っているところがございますが、備蓄量も限界がございますので、そちらは自助の観点から、最低3日分の食料の備蓄を総合防災マップによりお願いをしているところがございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 町長、今までのやりとりを聞いておられて、町長なりに色々お考えがあると思うんですが、簡潔にコメントいただけますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、町の私たちの仕事はやはり、住民の皆さん方の生命とですね、そして日常を守るというのが大きな仕事の一つだと思っております。

この間、土曜日だったと思うんですが、消防団の方が400数十世帯、私の所もそれに入っているものですから、50センチは来るだろうということ。それから、あとは3メートルと5メートルという浸水地域がありますので、そこ全部、多分、黒肥地地区は回っていただいたようにですね。ですから多良木、久米地区も消防団の方々に持って説明をして回っていただいているようです。

そういったやはり地道な活動というのがですね、非常に本番の時に、もしそういうふうになった時には、来てほしくないんですけど、そうなった時には非常に役に立つのではないかなと思います。

それからこの間、6月6日の日に防災水防会議がありましてですね、そちらで何かあった時にはこういう体制をとってますというのをお互い確認をしまして、いろんな組織、市房ダム管理所とか、それから県事務所、それから警察、消防、いろんな方々がこられて、お互いの確認をされたところです。

やはり本番の時に動けなければ、もうどうしようもないです。やはりここは、日頃の訓練と意識づけというのが大事になると思いますので、やはり日頃から行っていないことを本番で絶対できるはずありませんので、このあたりは消防団の方々も、その後6月6日の後に分団長会議を開いていただいておりますので、もう1回振り返りをやっていただきましたので、消防団の方でも、それから防災士会の会長も見えておりましたので、防災士会の方と連携をして、しっかり住民の方々にそういう意識づけを今からつけていただいて、大雨、洪水に備えるということですっきりやっていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 防災全般にやはりノウハウを持つ行政の役割、大変重要だと思うんですね。先ほどの答弁にもありましたけど、消防団あるいは防災士会なども含めた、そういう体制をですね、つくって、きちっと地域が防災や被害軽減に取り組めるような、そういう支援体制をですね、ぜひとも、きめ細かなものを構築していただきたいと、そういうことを申し上げて3へ移りたいと思うんですが、ちょっと時間的にこれがかかると思いますので、きりがよければ休憩ということでお願いできれば。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前10時50分休憩）

（午前10時59分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。9番。

○9番（久保田 武治君） それでは3番目の職員の健康と労務管理についてということであげております。

まず一つ目が、職員の健康診断と受診後のフォローについて伺いたいということで、要精密検査者と要治療者の把握、あるいはその後のフォロー、そういったものについてどのようになされているかっていうことなんですけど、一昨年7月豪雨からの復旧・復興、さらに新

型コロナ禍での業務は、職員の皆さんにも身体疲労あるいは心労ももたらしています。そこで健康管理と労務管理について伺うわけですが。

まず町職員の健康情報等の取扱い規程では、業務上知り得た職員の心身の状態に関する情報を健康確保措置の実施、または安全配慮義務の履行のために、適切かつ有効に取り扱うことを目的としています。またこの情報を取り扱う責任者を安全衛生管理責任者として、取り扱う場合には利用目的や取扱い方法を本人に通知、または公表するとなっています。

そこで検診結果、あるいは精密検査、あるいは要治療者の把握と指導、援助、フォロー体制が一体どのようなになっているのか、まずそのことについて伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

まず職員の健康診断につきましては、年1回実施をいたしております。結果につきましては、町の方から検診機関に委託しております定期健康診断につきましてはその受診機関から。また人間ドック受診の場合には本人から、いずれも総務課の方に提出していただきまして、決裁を受けた後、受診後5年間保管するということになっております。

その結果につきましては、要精密検査や要治療の情報も含まれているところでございます。また、受診機関から市町村職員共済組合にも提供されまして、共済組合はその結果を分析して、生活習慣改善の必要がある職員を対象といたしまして、特定保健指導、まず初回は面接ということになります。それを実施しまして、その後の動機づけ支援や積極的支援へと移行するということになっております。

また要精密検査、また要治療等の紹介状が発行された職員につきましては、それぞれ各個人でかかりつけ医などでの対応をとるということになっております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、健康診断の結果で、当然本人に紹介状なりそういうものが出るわけですが、例えば嫌がって検査を受けないとかですね、あるいは治療になかなか行かないとか、そういう職員の把握はできますか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

ちょっとそこまでの情報の把握はできないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 特に個別にですね、色々、言わば疾病を抱えて、業務上のことでいろいろあるっていう場合にはその相談体制、そういったものはきちっと確立されておりますか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

まず疾病等にかかって治療が必要とかとなった場合には、当然、私傷病休暇あたりの対応になりますので、そういった場合には診断書と一緒にそういったよう休暇の申し出があるところでございます。

それにつきまして、その程度にもよりますが、長期間、例えば休暇が必要とかとなった場合には、一応総務課のほうでですね、産業医等との連絡を取ったりして対応していくというふうな形になっております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 二つ目のメンタルヘルスについて、どのような対策が講じられているのかということですが、安全衛生法による心理的負担の程度を把握するためのストレスチェック、これがまずどのようなようになっているのか。

その後の、そのチェックでいろいろ問題があるという、そういう結果が出た職員へのフォ

ロー、対策、そういったものを一体どのようになされておりますか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

まずメンタルヘルスについての一次予防策、未然防止といたしまして、毎年10月頃、会計年度任用職員も含めました全ての職員を対象に、アンケート形式のストレスチェックを実施をいたしております。

結果につきましては、委託先で分析を行いまして、高ストレス判定者には産業医との面談を推奨いたしております、希望者には産業医との面談を実施することとなっております。

組織全体とか、部署ごとの分析結果につきましては、衛生委員会にて課題等を共有いたしまして、産業医から改善策等について指導を仰いでいるところでございます。

また毎年、全職員を対象に、産業医によります健康に関する研修会を実施してありますが、令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナの影響で中止をしているところでございます。

その他、共済組合が定期的に発行しております、心のサポートだよりの職員向けのグループへの掲載とか、メンタルヘルス対策についてのパンフレット配布などの情報提供に努めているところでございます。

次に2次予防策、早期発見、早期対処といたしまして、令和3年度からストレスセルフチェックを開始いたしております。コロナ禍におけますコミュニケーション不足などによりますストレスの増大が懸念されておまして、職員自身や周囲が異変に気づくことが重要だと考えております。

このストレスセルフチェックにつきましては、厚生労働省が公開しているものでございまして、職員自身のタイミングでいつでも気軽に実施が可能ということになっております。毎年1回実施しますストレスチェックとは異なりまして、実施と同時に結果が把握できますために、自身のストレス状態を把握することで、周囲へ相談するきっかけともなりまして、定期的な健康管理の推進を目的として実施をいたしております。

次に3次予防策といたしまして、再発、再燃の防止と職場復帰支援ですが、メンタル不調を起こした職員への職場復帰に対する不安や焦りの緩和といった精神面のフォローや、再発防止策の検討、業務上の支援などが必要と考えております。産業医との面談等を踏まえまして、多良木町職員試し出勤実施要綱などに基つきまして、メンタル不調により病気休暇または病気休職した職員の円滑な職務復帰の実現に向けて対策を行っているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 対策については理解いたしました。

3番目ですね、職員の時間外労働の管理、これが適切になされているのか。いわゆるサービス残業や違法な事案などはないのか。職員数の充足状況や業務の配分に問題はないのかってことであげているわけですが。

まず人事院規則によりますと、超過勤務命令の上限を1か月について45時間、かつ1年について360時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるとなっています。要するに必要最小限なんですね。要するに45時間までやっていいですよって話ではなくて、なるべく残業しないようにしましょうっていうのがこの趣旨なんですね。ただし大規模災害などの特例業務に従事する場合、月100時間未満、1年720時間以下。2か月から6か月平均80時間以下っていうふうになっておりますね。

資料をいただきました。私、資料見てちょっとびっくりしたんですが、要するにこれ、一番下の欄ですが、個人ですね、超過勤務時間数が過労死ラインと言われる80時間を超えている職員が9月・1月を除いて出ています。何と超過勤務時間が実に過労死ラインの2.5倍、190時間の職員もおります。また年間の時間数が720時間をはるかに超える1,091時間

という職員もおりますが、これは一体どのような事情によるものか、まずその辺伺います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

非常に多くの超過勤務をしている職員がいるところなんでございますが、一番はやっばこう新型コロナウイルスの感染防止事業、またワクチン接種とかですね、それからその新型コロナに関します臨時交付金あたりの新規事業あたりでの対応も非常にこう超過勤務が増大している理由でございまして、特に令和3年度におきましては、衆議院議員選挙もありましたので、そういった理由もあります。

一番はやはり新型コロナウイルスの影響は非常にこう多く影響を受けているというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 事情はわかりましたが、これはしかし本人の身体や精神衛生上からもですね、問題ではないかというふうに思うんですが、どのようにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

確かにそういうことはありますが、例えば365日継続してということではありませんので、合い間合い間では休暇を取得して対応していただいているところでございます。

なるだけ休みを取りながらですね、心身の負担を軽くなるようお願いをしているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） しかし今の実態はですね、これある意味では違法ではないかというふうに私は思うんですが、その点についてはどうかという問題と、それからこのような勤務状況で、まともな家庭生活が保障されないんじゃないか。要するに後で休みを取りますとかって言ってもですね、そういうものについて一体どのように考えたらいいんでしょうか。

要するに違法なのかどうかというのか、人事院規則ですから、別に罰則規定があるのかどうかその辺よくわかりませんが、その点についてはどんなふうになるんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

先ほど言われました時間の制限の規定につきましては、町では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の中で先ほど言われた規定の方をうたっております。

ただその規定の中で、任命権者が特例業務、先ほどおっしゃられた災害であったりとか、またあるいは重要な政策に関する条例の立案その他重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めた場合には、先ほどの規定を適用しないという規定がありますので、実際こう、超過勤務の場合には、命令での勤務になりますので、勤務をする前に超過勤務の伺いの決裁を得ることになります。

その決裁につきましては、町の組織規則上、副町長の専決事項になっておりまして、そこで決裁を得て、そういった特例業務であるというふうに認定しているというふうに認識をいたしております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） いわゆる過労状態で、しかも超過勤務がまさにその限界を超えてる中で任命権者がその命令を出すというのは、私はそれについてちょっと理解ができませんが、もう一つ聞きます。

1月に45時間を超える職員も年間で延べ74名、この資料でいきますと出てますね。これはですね、超過勤務が慢性化してるんじゃないかっていうふうに私には思えるんですが、超

過勤務を減らすために一体どのような対策を講じておられますか。その辺について。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

どのような対策かといいますか、令和3年度に機構改革を行いまして、町の組織の機構を見直したところでございます。それには、そういった業務量が集中しないようなという配慮もありまして、その時に職員採用も9名採用いたして対応しているところでございます。

その慢性化してるのではというふうなところですが、慢性化してるということではございませんで、その時期時期に、やはりこう業務が集中した、またあるいは先ほども言いましたが、新型コロナウイルスのワクチン接種業務とか、そういった業務が入ってきたことでこういった結果になっているというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） もちろんそれぞれ担当課でですね、業務の繁忙というそういう時期は当然ありますから、一定の超過勤務をしなければ業務が処理できない、それはわかります。

もう一つ聞きます。職員のですね、超過勤務時間数をカットしたり、あるいは届出をさせずに勤務させる、いわゆるサービス残業、こういったものは恐らくないと思いますが、その点について確認をいたします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、超過勤務は関係法令の規定によります命令での勤務となっております。上司などが時間外勤務前の命令、それから時間外勤務後の実績の確認などを行っておりまして、管理については適切に行われているものでありまして、サービス残業、また違法な事案はないものと認識いたしております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） サービス残業はないということですね。もちろんあっては困ります。

次にですね、さっき申しましたけど、各課の業務内容、繁忙時によって超過勤務にばらつきがあるのは当然なんですけど、いわゆる職員数がですね、業務全体に対して足りなくてそういう超過勤務になってしまってるということがないのかなのか。あるいはその職員の配置、あるいは業務の配分が適正になされないために超過勤務を余儀なくさせている、そういう事態はないのかなのか、その点についてはどういうふうには検証されているのか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

先ほどから申しておりますが、新型コロナウイルス発生後に増加しました事務事業は多数ありまして、担当課の職員の負担は大きくなっているところでございます。

職員の充足状況、業務配分を見ながら職員の配置変えやまた会計年度任用職員の増員などにより対応を行っているところでございますが、新型コロナウイルス収束が不透明な状況でありまして、今後もまだ職員数が不足するとか、そういったことも発生するかもしれないというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 町長に伺いたいんですが、最高責任者としてですね、今やりとりをしたような実態があるわけですが、それについて一体、町長はどのように受け止めておられるのか、あるいはどういうふうにはその解決にですね、方向性をですね、考えておられるのか。簡単に結構ですので、コメントいただきます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。



**○町長（吉瀬 浩一郎君）** 今、総務課長が言いましたとおり、7月豪雨、それからコロナウイルス感染症ですね、こういったところで職員の皆さん方には大変、仕事の面で、かなりハードワークになっているところも非常にありますね。

それともう一つは、例えば税務課の場合には確定申告の時期と課税の時期、非常に増えると、そうですね。そういうのが増えてますので、できるだけ職員の方々の体調に気をつけながらですね、しっかりと担当課長の方でもそれは見ておりますので、無理であるということであれば、恐らく命令は出しませんので、それはもう私もそういうふうに思っておりますし、課の方でも通底した意識としてそれは持っていると思います。

職員の方々の健康にはですね、十分注意しながら、職員が体調を崩すことのないようにですね、体力的な面と、それからもう一つはメンタル面で非常に苦勞しておられるっていう人は、人によっていろんなケースがありますので、それは担当課長でないと把握ができませんので、担当課長とも話し合いながらですね、職員の方々に無理のいかないような、そういう仕事の体制を作っていただくようお願いしていきたいというふうに思っています。

**○議長（高橋裕子さん）** 9番。

**○9番（久保田 武治君）** コロナは、今から先もずっと続いていくわけですよね。ということ、コロナが収まらなければ現在のような勤務状況にはですね、変わらないということであればですね、これはやはり人が足りないって話です。当然その時はそういう検討をしなければいけませんよね。

特に職員がですね、私はやっぱり身体的にも精神的にも健康でなければ、住民サービスに専念できませんよね。そのためにもやっぱり長時間労働をですね、改善するための努力、あるいは適切な労務管理が必要だというふうに思いますんで、ぜひそのようなですね、方向性をしっかりとですね、考えていただきたいということを申し上げて4番目に移ります。

移住定住促進の取り組みについてということで、まず一つは空き家バンクの利活用状況と移住促進の効果について、この間の実績も含めて伺いたいということですが、ちょっと時間が押してますんで、課長にはちょっと簡単に答弁お願いしたいんですが。

一つはですね、今回私がこれを取上げたのは、私、知人からですね、多良木町に勤務してる職員なんですが、多良木に終の棲家を探したいという相談受けました。ここで空き家バンクの方に今すぐに住めるような、要するに賃貸住宅でなくて、一戸建てをですね、買いたいという話だったんですね。

それであれこれいろいろ当たりましたが、今、町の方ではちょっとそういう物件ありません。じゃあ不動産屋さんにもあるかちょっと情報入れましたが、いや賃貸物件はあるけどちょっと、ただ入れるのはあるけど、そこは例えば浴槽だとかトイレだとか、そういうものを含めて、あるいは下水道に接続するとか、200万300万のそういう改修費を伴えばありますって話だったんですが、結局そんなこんなで、先月その知人から、免田町の吉井に物件を買いましたっていう話ありまして、私、移住定住にぜひとも貢献したいと思ってたんですが、残念ながらそういう話が破綻したっていうこともありました。

それから山都町の空き家バンクの事例は、これは町長もご覧になったと思うんですけど、要するにこの移住促進に106件のそういう成立があって、そして約半数が町外からの転入というふうなことで、丁寧なマッチングで高い定着率という、そういう記事がありました。

そこでですね、本町でも空き家・空き店舗等活用事業補助金によって新規事業者を増やして、中心市街地の活性化を支援する事業、実際やってるわけですが、まずこの間の利活用の状況、あるいは効果。そういう実績について、いったいどのようになっているのか、あるいはどのような評価を持っておられるのか、その点についてまず伺います。

**○議長（高橋裕子さん）** 林田企画観光課長。

**○企画観光課長（林田浩之君）** それでは、お答えいたします。

多良木町におきましては、空き家の有効活用による都市住民との交流及び定住の促進を図るとともに、地域の活性化及び景観の保全に資することを目的として、平成 29 年 5 月 1 日に多良木町空き家バンク制度実施要綱を定め、町のホームページ及び回覧により制度の周知、あと空き家

○9 番（久保田 武治君） 実数だけでいいです。

○企画観光課長（林田浩之君） 実数だけですね、わかりました。

平成 29 年の 5 月以降ですね、登録された物件は、町のホームページ等によりですね、情報発信をした件数が 16 件ございまして、中にはちょっと途中でですね、登録の抹消をしたものもあります。それを除くと物件は 8 件になるんですけども、こちらの方は令和 3 年度までに全て成約済みでございます。

内訳としましてはその成約の内訳としましては、物件の相手方ですね、こちらが町内で 4 件、町外で 1 件、あと残りの 3 件の方なんですけども、利用者の登録をされずに成約された案件ということで 3 件ということになっております。

こちらの実績だけでよろしかったでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 二つ目のですね、取り組みを進める上での問題、あるいは課題についてどのように分析されているのかっていう問題と、3 番目の今後の取り組みの方向性というのは全く同じ説明になりますので。

金曜日の一般質問の中で、町長もこの空き家の問題で、例えば空き家に仏壇があったり家財道具があったりっていうことで、なかなかその辺がという話もありましたね。ですからこの 2 番と 3 番について一体ですね、今どのようなその問題点、そういった進める上での課題があるのかっていうことについて、ちょっと課長の方から答弁いただけますか。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員おっしゃられた仏壇等の問題も含めて、移住定住の促進の課題ということでお答えしたいと思います。

まず全国的にですね、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、地方移住への関心が高まってきているところでございます。実は内閣府の方でもですね、調査の方が行われておりまして、それによりますと人口密度が低く、自然豊かな環境に魅力を感じたため、テレワークにより地方でも同様に働けると感じたために、ライフスタイルを都市部での仕事重視から地方での生活重視に変えた等が示されているところでございます。

一方でですね、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、仕事や、あと収入、買物や公共交通機関の利便性などですね、移住に当たっての懸念も示されているということで調査の結果があっているようです。

そういった課題に取り組むということでですね、本町におきましては、地域おこし協力隊制度の活用や県ですね、移住支援事業、あと県主催の移住相談会などに参加に取り組んできたところでございます。

また一方ですね、一般財団法人たらぎまちづくり推進機構でも、Web によるオンライン移住相談会や SNS 等で本町の魅力発信や移住希望者との情報交換などで移住に向けた取り組みを実施しているところでございます。

そこで議員のご質問にもあるとおり、本町の問題点、課題点ですけれども、特に課題としてあげているのが、移住希望者の希望に沿う住居や仕事があるかどうかということがあります。本町ですね、自然環境や子育て環境に興味を持たれても、住居や仕事が見つからないことで移住されない場合が少なくないと考えているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9番（久保田 武治君） 要するに移住定住を促進するためにまず仕事、それから住居、そしてその町に行ってみたいと思うような情報発信、そういったものがセットできちっとできないとなかなか難しいと思うんですが、総合計画の中では令和7年度までの目標12件というふうに設定されてるんですが、これについてはいったいどのようにして実現をされるのか、その点だけ伺います。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

答えがですね、今後の3番にあげてあります、今後の取り組みの方向性ということに重なるんですけども、そちらの方で答えさせていただきます。

移住希望者が望む住居や仕事が少ないことは、先ほど述べたとおりでございますが、住居の確保としましてはですね、新たに投資だけに頼るのではなく、今ある空き家をいかに活用していくかが一つのポイントとなるかと考えております。

また仕事面では、特に高齢化や就業者の減少が進んでいる農林業での需要はあると考えております。移住者の希望とのギャップも懸念されるところでございます。

このことから、今後の取り組みの方向性として、移住相談会や一般財団法人たらぎまちづくり推進機構での取り組みを引き続き推進してまいります。

とりわけ住居につきましては、空き家の利活用の推進、仕事については農林業とのマッチングができるような体制づくり、そういったと共にですね、多良木町で新たにビジネスチャンス、ビジネスにチャレンジしたいというような意欲と能力のある移住者と出会えるような取り組みを進めていくことが大切だと考えております。

こういったことを進めまして、目標達成のために頑張っていきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） いろいろ課題もあって大変だと思いますが、是非ご奮闘いただきたいというふうに思うんです。これについてはもう町長にコメントいたしません。

最後の質問になります。5番目の球磨川水系河川整備計画についてということなんですけど、15分しかありませんのであれですが、まず一つ目に、球磨川水系河川整備計画（原案）に対する公聴会の問題についてということでもちょっと伺いたいと思うんです。

今回の公聴会はですね、事前の説明もなしに、短期間の募集で人数を制限して、流域外の県民の参加は認めないというものでした。しかも5日間ですね、12会場。しかも水上・湯前会場ではですね、公述人の応募がなくて取りやめになりました。資料は膨大にありましたが、インターネットで見る、あるいは役場のロビーに行って閲覧するしかないという、そういう状況でした。

平成19年、2007年に行われたくまがわ・明日の川づくり報告会で、これは河川整備計画基本方針なんですけど、12市町村他熊本市も含めて、50回以上開かれました。多良木町でも6会場が開かれて、自由参加で、町内参加者が105名で、町外11名、合計116名が参加しました。住民へのアンケートも実施されました。今もそれはホームページで見ることができます。ダム建設の声が多くなくて、そんな世論の中で知事がダムを白紙撤回したっていう、そういうことになったんですね。

今回の公聴会はこうした説明会抜きで、質問にも答えない。意見の募集も同時に行われましたが、内容の公開もなされていない。河川整備計画策定のための言わばアリバイ作りではないかというふうにしか見えません。

私あの日程の都合で、あさぎり会場で公述をしましたが、会場での傍聴者は4人で、そのうち2人はあさぎりの町会議員でした。公述人は3名でしたが、ダムを作れの声はありませんでした。公聴会全体で33人が公述して、意見を寄せた住民は455人、ダム反対の意見が多数を占めていると言われております。

マスコミ、熊日社説 4 月 26 日も、流域住民への説明が十分尽くされ、住民の理解が得られているとは言いがたい。説明は省き意見だけを聞くというのは、住民の合意形成など最初から考えていないのではないかとというふうに厳しく指摘をしました。

そこで町長に伺いたいんですが、今回の公聴会に町長は参加された、傍聴されましたかどうか、その辺についてどうですか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい。えっと 4 月にありましたけど、その時は高橋議長と私と 2 人が参加しております。傍聴にはですね。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） それでですね、ちょっと町長に伺いたいのは、今説明したようなですね、こういう公聴会のやり方はおかしいというふうに思われませんか。これで住民の納得が得られたとして河川整備計画をですね、容認して進めるっていうのは問題だというふうに私は思うんですが、町長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、公聴会ということですがけれども、開催方法等についてはですね、色んな一部の方々からのご意見があるというふうに伺っておりますけれども、河川法の第 16 条の 2 第 4 項ですね、に河川管理者は、要するに国土交通省ですね、必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないというふうにありますので、今回の公聴会は、河川管理者である国土交通省と熊本県がですね、必要があるというふうに認めて、その必要であるその措置として開かれたということですので、そのことについては、私はただあそこで聞いておましてですね、説明会がありましたので、説明はそれで十分だったかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 町長としては別におかしいというふうに思わなかったということですか。でもこれって、本当に住民の声を聞くっていう公聴会になってませんよね。それはいいです。

二つ目に行きますね。町長が整備計画等に例えば意見を求められて、各自治体の長に意見を求めるっていうふうには確かなってると思うんですが、その前にですね、町独自で町民向けに説明会をですね、開いて、この河川整備計画はこういうふうな内容なんですよって、こういうふうに進めていくんですよっていう住民に説明をして、疑問にも答える。そういう説明会を開くべきだというふうに私は思うんですが、町長はどんなふうに思われますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今までも何回も説明会は開かれておりますので、しかも説明の主体は国土交通省と熊本県ですので、町がそれを開く必要はないというふうに思います。

また町が開いても、皆さんの質問にですね、いろいろ答えることはまずできないんじゃないかと思えます。そういう資料も持ってありませんしですね。

それは資料を持っている、持ってる資料は国土交通省と熊本県の資料ですので、それをそのまま皆さんにお伝えするというのはちょっと方向としてはおかしいんじゃないかと思えますので、それはもうあくまでも国土交通省と熊本県の説明ということになるんじゃないかというふうに思えます。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） 私がですね、説明会と言ってるのはですね、当然、国と県の河川整備計画原案、そういうのがあるわけですから、そちらから来てもらってきちっと説明をして、そして住民からの色々疑問に答えるという形の説明会をね、申し上げてるんですが。

そこでですね、この間の状況は町長もご存じと思うんですが、6月5日に蒲島知事が五木村と相良村に説明に行かれましたね。そしてダムを最大限に活用して、村の振興に不退転の決意で臨むと。いわゆる振興策とダムをセットにして、物議を醸していますが、村民からも反発や疑問の声がありました。これ以上ダムに翻弄されたくないっていう、そういう声も出ています。

6月9日の五木村議会の一般質問で村長は、私は流水型ダムを容認したとは一言も言っていないと答弁をしています。村や議会も流水型ダムを容認はしていないというふうになっています。引き続き丁寧な説明を県に求めたというふうに報道されています。

相良村でも村長は容認していませんと述べられています。議会も当然そういう立場です。

でも町長ご自身もですね、これまで自分からダムを作ってほしいとは言ったことはないというふうに答弁されましたね。要するに下流のそういう被害がね、軽減されるのにダムが有効であればっていう、そういう立場だっていうふうにおっしゃいました。

多良木町の公聴会では、発言者はたった1人でした。しかもダムに反対の意見です。

公聴会の意見を参考にして、自分なりの、例えば見解をまとめるっていうことであれば、当然この意見を尊重して、町長はダム建設に反対というふうなこともなるわけですが、もしそうでなければですね、多良木町独自でさっき言ったような説明会を開いて、まずは丁寧に町民の声を聞くべきではありませんか。

前にも言いましたが、町民は町長に全権委任、白紙委任しているわけではありません。そのことについてどのようにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、やはりダムを作るかどうかというのは、下流の方々の意向に反映されてくると思いますので、今ははっきりと言っておられるのは人吉、それから球磨村、芦北、八代あたりはですね、やはりこれ以上の水害が来てもらったら、もう人命も救えなくなるというので、やはり川辺川ダムで水をカットしてほしいというふうな意向、はっきり言っておられないところもありますけどですね。

今言われた五木村と相良村に関しましてはですね、新聞にはそういうふう書いてありましたが、色々議員の方々も町村長も考えておられる、表に出てないところがたくさん、これは私の想像ですが、あるんだと思いますね。五木の振興、あるいは相良の振興には、国土交通省も県の方も真しに取り組むというふうに言うておられますので、そこあたりは、犯罪というふうに言うておられますけれども、そこはもう、その先は私にはわかりません。

ですから、やはり私は立場として、市町村長として、流域12市町村の川辺川ダム建設促進協議会の一員でもありますので、そこで決まったことに反対はできませんので、これからもやはり、そこで決まったことに従っていくというふうな形になると思います。

住民の方々から白紙委任を受けているわけではないというふうにおっしゃいましたけれども、一つは、この間、傍聴者が2人だったということですね、やはり賛成しておられる方はこれられません、多分ですね。それから、それをもうちょっと深く知りたいというふうに思っている方は来られるかもしれませんけれども、やはりどうしても反対しておられる方が来られるということになりますので、そこは皆さんに聞いてみないとなかなかわからないけどですね。

やはり、積極的に反対しておられる方がたくさん来られるということが想定をされたんでしょうけれども、そこで県の担当課の担当者の方に聞いたら、今日は少なく残念ですというふうなおっしゃったので、呼びかけをされて来られなかったという、物言わない少数派というか、サイレントマジョリティっていうのが言葉ありますけれども、そういう賛成している人は、あえて行かないということもあると思うんですよね。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

**○9番（久保田 武治君）** ですから先ほどですね、私は公聴会の在り方が問題ではないかと申し上げたわけです。賛成の人も公聴に出てこないっていう、そういう拙速にやるからそういうふうになってるっていうことをですね、指摘しておきたいと思います。

それから五木の村議会の中で村長にですね、何でダムに賛成もしてないのに促進協の副会長やるのかって、辞めるべきだっていうやりとりがあったっていうのが出てましたね。

まとめなんですけど、流水型ダムでも緊急放流起きます。清流が守れるのかは答えが出ていません。ダム建設の費用は約5,000億円と言われますが、更に今の資材高騰で上がると思います。貴重な税金が使われるわけですから。

今、洪水時にはまず逃げるっていうことが1番だというふうに言われています。ダムで時間を稼ぐというふうに言われますが、それより様々な治水対策を積み終えて、早く逃げれば危険を伴うダムは必要ありません。

これまでも指摘しましたが、ダム建設を前提にすれば、かさ上げなどの高さが低く抑えられ、洪水被害のリスクが高くなります。特に人吉、球磨村の人たちもそういうに心配を実際に口にされています。

洪水で多くの人命が失われたっていうふうに言われますが、人吉市地点での死者のほとんどが先に主流が溢れて亡くなった。ダムがあっても救えなかったと、被災者が述べております。その十分な検証もなしに国交省が正しいと結論づける前に、多くの町民の声に耳を傾けて真しに向き合うべきではありませんか。

私はそのことを申し上げて、質問を終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** これで、9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時より開会いたします。

(午前11時47分休憩)

(午後01時00分開議)

日程第2 「諮問第1号」 人権擁護委員の推薦について

日程第3 「諮問第2号」 人権擁護委員の推薦について

日程第4 「諮問第3号」 人権擁護委員の推薦について

**○議長（高橋裕子さん）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程します日程第2、諮問第1号、日程第3、諮問第2号及び日程第4、諮問第3号の人権擁護委員の推薦については関連がありますので、多良木町議会会議規則第36条の規定によって、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** それでは、諮問案といたしまして、人権擁護委員の推薦について諮問をさせていただきたいと思います。

今回、令和4年9月30日をもって、3名の方々が任期が満了となりますので、3名の方々の推薦について、1号から3号まで一括提案をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。令和4年6月7日提出。

住所、熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地9560番地14、氏名が黒木亮平さんです。生年月日が昭和29年11月8日。

提案理由でございますが、黒木亮平委員が令和4年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

続きまして諮問第2号、こちら人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。令和4年6月7日提出。

住所が熊本県球磨郡多良木町大字多良木 2197 番地、北川かほりさん。生年月日が昭和31年4月1日。

提案理由でございますが、北川かほり委員が令和4年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

続きまして諮問第3号でございます。人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるというものでございます。令和4年6月7日提出。

住所が熊本県球磨郡多良木町大字多良木 176 番地 26、お名前が内場幸さんです。生年月日、昭和37年7月25日。

提案理由でございますが、川邊一教委員が令和4年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上3件、一括提案をさせていただきたいと思っております。

なお、ご本人の略歴につきましては、裏面に略歴を書いておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この質疑は、諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号を対象として、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号の人権擁護委員の推薦についての討論と採決を行います。

この討論と採決は、諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号をそれぞれ1案として、個別に討論と採決を行います。

お諮りします。

採決は、多良木町議会運営の申合せにより、無記名投票によって行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、採決は無記名投票で行います。

それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について、黒木亮平さんの討論と採決を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

**○議長（高橋裕子さん）** ただいまの出席議員数は、私を除き11名です。

次に、立会人を指名します。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんを指名します。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取扱います。

また、他事記載のある投票については無効とします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋 裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さん、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了しましたので、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、黒木亮平さんの推薦に同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) それでは、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について、北川かほりさんの討論と採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名します。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番村山昇さん、10 番宇



佐信行さんを指名します。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取扱います。

また、他事記載のある投票については無効とします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の立会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了しましたので、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦については、北川かほりさんの推薦に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) それでは、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦について、内場幸さんの討論と採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名します。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さんを指名します。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取扱います。

また、他事記載のある投票については無効とします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の立会いをお願いします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了しましたので、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦については、内場幸さんの推薦に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

## 日程第 5 「受理番号 2」 シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書

○議長(高橋裕子さん) これより委員長報告を行います。

日程第 5、受理番号 2、シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。厚生建設文教常任委員長、林田俊策さん。

○3 番(林田俊策君) それでは、委員会報告を行います。厚生建設文教常任委員会

会議の年月日 令和 4 年 6 月 8 日(水曜日)

会議の場所 第 3 委員会室

開 会 6 月 8 日(水曜日) 午後 1 時

閉 会 6 月 8 日(水曜日) 午後 2 時半

出席委員 委員長 林田俊策、副委員長 豊永好人、委員 坂口幸法、

委員 高橋裕子、委員 久保田武治、委員 落合健治、計 6 名

欠席委員 なし

説明のための会議へ出席者の氏名 多良木町シルバー人材センター理事長 吉瀬浩一郎、  
事務局長 田中静雄

受理年月日 令和 4 年 6 月 1 日

受理番号 第 2 号

請願陳情者 多良木町シルバー人材センター理事長 吉瀬浩一郎

事件名 陳情書

事件の内容 シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書

審議の経過 令和 4 年 6 月 7 日、上記の事件名について厚生建設文教常任委員会に付託を受けたので、6 月 8 日午後 1 時より、第 3 委員会室において、本陳情書提出者である多良木町シルバー人材センター理事長の吉瀬浩一郎氏及び同事務局長の田中静雄氏より、陳情内容等の説明、意見聴取後、午後 2 時半まで慎重審議を行った。

決定 採択

理由

本陳情書の内容は、令和 5 年 10 月から導入予定である消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）により、公益法人であるシルバー人材センター（以下、「センター」という。）の事業運営が困難になると予想されることから、センターに対するインボイス制度の適用除外等を求める意見書を本町議会から政府関係機関に提出を要望するものである。これまでセンターは、設立の趣旨である高齢者等の雇用安定や社会参加の促進・生きがいの充実・健康の保持増進に加え、地域社会の活性化・医療費や介護費用の削減などに貢献されてきている。しかしながら、インボイス制度を導入することで、収支相償が原則とされているセンターにおいては、新たな税負担により安定的な事業運営が維持できなくなる恐れがある上、仮に、消費税の徴収が会員や利用者に転嫁されることがあれば、会員や利用者の減少につながる恐れも考えられる。以上のことから、センター会員への配分金に対するインボイス制度適用除外等の措置を講ずるよう国に求めるべきと委員全員の意見が一致したため採択とした。

少数意見の留保 なし

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

令和 4 年 6 月 13 日

多良木町議会議長 高橋 裕子 様

多良木町議会 厚生建設文教常任委員会  
委員長 林田俊策

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 以上で報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、受理番号 2、シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この件につきましては、この後、日程を追加して、追加日程第 1 とし、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、受理番号 2、シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書の件は、この後、日程を追加して、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定いたしました。

ここで、資料データ配付のため、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 35 分休憩)

(午後 1 時 38 分開議)

### 追加日程第 1 「発議第 1 号」 シルバー人材センターに対する支援を求める 意見書提出について

○議長(高橋裕子さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、追加日程第 1、発議第 1 号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

厚生建設文教常任委員長 林田俊策さん。

○3番(林田俊策君) 発議第 1 号、令和 4 年 6 月 13 日、多良木町議会議長 高橋 裕子様。

提出者 議会議員 林田 俊策。

賛成者、議会議員 豊永 好人、賛成者、議会議員 坂口 幸法、賛成者、議会議員 落合 健治、賛成者、議会議員 久保田 武治。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

提出の理由

令和 5 年 10 月から導入予定である消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)により、公益法人であるシルバー人材センターの事業運営が困難になると予想されることから、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外等の措置をとるよう国へ要望するため本意見書を提出するものである。

意見書は、事務局長をもって朗読をさせます。

なお、これは熊本県のみならず、全国のシルバー人材センターの連合会等で国会に足並みをそろえて提出されるものであります。

ご可決よろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋裕子さん) 事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは、意見書(案)を朗読します。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)。シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和 5 年 10 月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっている。

同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書（いわゆるインボイス）を発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。

しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生 100 年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

センターにとって新たな税の負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1 千万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところである。

少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については、「適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる」適用除外等の措置を講ずる必要がある。

よって、国においては、センターの会員への配分金について、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 13 日

熊本県多良木町議会議長 高橋 裕子

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

総務大臣 金子 恭之 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

経済産業大臣 萩生田 光一 様

以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、林田俊策さんほか 4 名から提出されました発議第 1 号、シルバー人材センタ

一に対する支援を求める意見書提出については、原案のとおり提出することに決定しました。

## 日程第6 多良木町議会議員の派遣について

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第6、多良木町議会議員の派遣についてを議題とします。  
お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

## 散会宣言

**○議長（高橋裕子さん）** 令和4年度第1回多良木町議会（6月定例会議）を閉じます。

お疲れさまでした。

（午後1時48分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員